



インターネット上では、匿名で情報の提供が可能のため、悪用されることがあります。特定の個人を誹謗中傷したり、プライベートな情報を勝手に流したり、差別的な内容を書き込むなど、人権を侵害する問題が多く起こっています。このような不適切な書き込みを見つけた時や、被害にあった場合には、すぐに法務局や警察等に連絡・相談するなど、人権侵害を許さないという姿勢を示すことが大切です。また、プロバイダの自主的な取組や、利用者の適正な利用が求められています。

増加するサイバー犯罪の現状

サイバー犯罪検挙事例

(警察庁 広報資料より 2021年(令和3年)・2022年(令和4年)上半期)

[不正アクセス禁止法違反]

個人情報収集を目的で知人のID・パスワードを使用してメールアカウントに不正アクセスし、登録情報やメール内容を閲覧した。

[コンピュータ・電磁的記録対象犯罪]

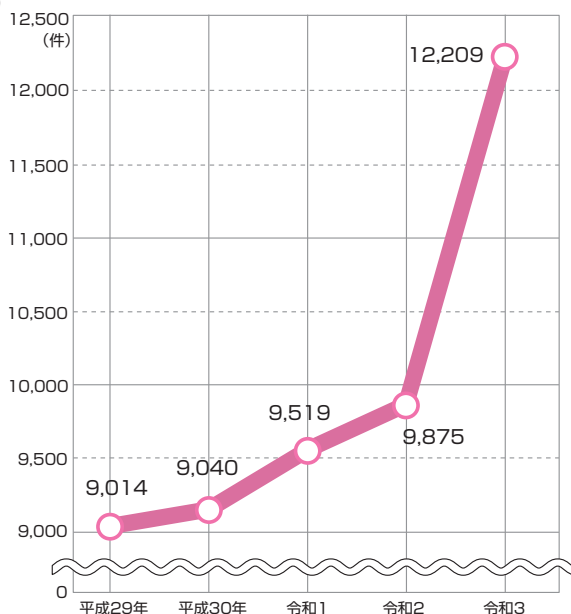
元勤務先のサーバーに不正アクセスし、データを削除する不正なプログラムを仕掛け、誤ってプログラムを有効化した従業員のパソコン等のデータを削除した。

[電子計算機使用詐欺]

不正に入手した他人名義のクレジットカード情報を宿泊予約サイトに入力して宿泊の予約をし、宿泊代金の支払いを免れた。

■ サイバー犯罪の検挙件数の推移

令和3年 警察庁広報資料より



インターネットの掲示板やSNSなどへの悪質な書き込みは犯罪です!

インターネット上での中傷は『名誉毀損・侮辱』、『殺す』などの書き込みは『脅迫』、援助交際の相手を探す書き込みなどは『出会い系サイト規制法違反』などの犯罪にあたる場合があります。「どうせだれが書いたかわからないだろう」と思うのは間違いです。警察の捜査などにより書き込み者は特定されます。

令和2年(2020年)には、あるテレビ番組の出演者がSNSでの誹謗中傷を受けて自ら命を断つという痛ましい事件が発生しました。この事件では、複数の誹謗中傷の投稿者が侮辱罪で罰せられましたが、量刑は9,000円の科料と非常に軽く、被害者の遺族などから厳罰化を求める声が上がりました。こうした状況を受け、令和4年(2022年)7月に刑法が改正され、侮辱罪の法定刑が「1年以下の懲役・禁固または30万以下の罰金」に引き上げられました。



インターネットの掲示板やSNSなどの利用についてのルールとマナー

● 相手の人権を尊重しよう

インターネット上であっても、コミュニケーションには相手がいることを常に意識し、相手の人権を尊重しましょう。

● 言葉の使い方に気をつけて

文字によるコミュニケーションでは、細かな気持ちが伝わらず、誤解を招くこともあります。言葉の使い方には十分注意しましょう。

● うわさやうその情報を書き込まない

インターネットの掲示板やSNSなどにうわさやうその情報を書き込んではいけません。現実社会と同様、他人をだますことは許されることではありません。

● 責任は自分にあります

情報を発信したり受信したりすることは、社会的に

も法的にも、責任はすべて自分にあることを常に意識するようにしましょう。

● 差別につながることは書かない

悪口や差別的な表現で人を傷つけるような書込みは、人権侵害であり、許されない行為です。

● 個人情報を書き込まない

インターネットの掲示板やSNSなどに他人の個人情報を無断で書き込むことは、プライバシーの侵害にあたります。自分・他人を問わず、個人が特定される情報の取扱いには十分気をつけましょう。

● 写真や動画の投稿に気をつけて

個人が特定される写真や動画の投稿は、第三者に迷惑をかける可能性があります。投稿するときは必ず、本人に確認しましょう。

あなたは子どものスマホの世界を知っていますか!?

● インターネットトラブル事例内容

(「インターネットトラブル事例集(2022年度版)」(総務省総合通信基盤局) から)

- ① グループトークでの友人とのトラブル
- ② 自画撮り写真の交換に端を発した脅迫被害
- ③ 心のよりどころだったSNS上の知人による誘い出し
- ④ 他者の権利を侵害する投稿・二次利用・ダウンロード
- ⑤ オンラインゲームをめぐるさまざまなトラブル
- ⑥ フリマなどネットを介した個人間取引によるトラブル
- ⑦ 個人や学校などへの脅迫行為や犯行予告
- ⑧ 不正アクセスを狙って偽ログイン画面を開設
- ⑨ 悪意で設置されたWi-Fiスポットを使用し情報が流出
- ⑩ メールからの誘導によるフィッシング詐欺被害
- ⑪ 入力した個人情報が目的外で利用?!
- ⑫ 投稿から個人が特定されたことによる被害
- ⑬ 悪ふざけなどの不適切な投稿
- ⑭ コミュニティサイトなどでの未成年によるアプローチ
- ⑮ アルバイト応募が招いた犯罪への加担
- ⑯ SNS等での誹謗中傷による慰謝料請求

● 保護者へのお願い

- ① 購入前に家庭でのルールを決めましょう。
- ② フィルタリングサービスを利用しましょう。

● 家庭での使用についてのルールの例

- ① 送信者不明のメールが来たら保護者に相談すること。
- ② 他人を傷つける書込みをしないこと。
- ③ 個人が特定される情報を書き込まないこと。
- ④ 学校での使用については、学校のルールに従うこと。

● SNSや掲示板で誹謗中傷を見つけたときの対応

- ① 学校や警察に相談する。
- ② 「子どもの人権110番」や「警察総合電話相談 県民の声110番」、「法務省インターネット人権相談受付窓口」などを活用する。





未成年者には、フィルタリングサービスの利用を

フィルタリングは、インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、子どもに見せたくない有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービスです。

2009年（平成21年）4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」では、インターネット関係事業者にフィルタリングサービスの提供が義務づけられました。

さらに、平成30年（2018年）2月施行の改正インターネット環境整備法では、契約者または使用者が18歳未満の場合のフィルタリング有効化の義務付け、携帯電話およびPHSの製造事業者へのフィルタリングソフトのプリインストールの義務付け、OS開発事業者へのフィルタリング有効化措置・フィルタリング容易化処置・フィルタリング容易化処置の努力義務など、フィルタリングの利用促進のための措置が講じられました。

現在、提供されているフィルタリングには、主に以下のような2つの方式があります。

ホワイトリスト方式	安全と思われるサイトやカテゴリのみにアクセスでき、それ以外のサイトへのアクセスを制限する方式
ブラックリスト方式	出会い系サイトやアダルトサイトなど、子どもにとって有害な特定のカテゴリのサイトへのアクセスを制限する方式

詳しくは、スマホ、パソコンの販売店に相談してください。



プロバイダ責任制限法

インターネットにおける情報の流通により自己の権利が侵害された場合に、関係するプロバイダ等に対し、流通の停止、発信者の情報の開示を請求できることなどを定めた法律「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が、2002年（平成14年）5月に施行されました。

プロバイダ責任制限法は、2021年（令和3年）4月に改正され、誹謗中傷の書き込み等を行った者の情報開示のための裁判手続きの簡略化等の見直しが行われました。

プロバイダ責任制限法改正の概要（施行日：令和4年（2022年）10月1日）

● 新たな裁判手続きの創設

従来は発信者情報の特定のためには2回の裁判手続きが必要でしたが、1回の手続きで開示が可能となる手続き（非訟手続き）が設けられました。

● 開示請求を行うことができる範囲の見直し

SNSなどのログイン型サービス等において、発信者の特定のために必要となる場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲の見直しが行われました。